

東京都

産業廃棄物収集運搬業許可証 第13-10-003982号

許可の年月日	平成28年12月1日																					
許可の有効年月日	平成33年11月30日																					
1.事業の範囲																						
(1)業の区分:収集・運搬(積替え保管を含む)																						
(2)産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋸さい、がれき類、ばいじん (石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む)(水銀含有ばいじん等を含む) (以上14種類)																						
(3)積替え保管できる産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は2項のとおり) (以上5種類)																						
2.保管・積み替え施設																						
住所:東京都江東区新砂三丁目11番31号 積替え保管面積:73.33㎡ 最大保管高さ:1.85m																						
<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>保管量</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、 がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る)</td><td>コンテナ 3個</td><td>58.0 m³</td></tr><tr><td>廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業 廃棄物)に限る)</td><td>プラスチックケース30個 ドラム缶 1個</td><td>3.097 m³</td></tr><tr><td>廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放 電ランプを除く)に限る)</td><td>ドラム缶 1個</td><td>0.223 m³</td></tr><tr><td>汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)</td><td>ペール缶 2個</td><td>0.052 m³</td></tr><tr><td>汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に 限る)</td><td>ペール缶 2個</td><td>0.052 m³</td></tr><tr><td></td><td>合計保管量</td><td>61.424 m³</td></tr></tbody></table>		産業廃棄物の種類	保管量		廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、 がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る)	コンテナ 3個	58.0 m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業 廃棄物)に限る)	プラスチックケース30個 ドラム缶 1個	3.097 m ³	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放 電ランプを除く)に限る)	ドラム缶 1個	0.223 m ³	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ペール缶 2個	0.052 m ³	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に 限る)	ペール缶 2個	0.052 m ³		合計保管量	61.424 m ³
産業廃棄物の種類	保管量																					
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、 がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る)	コンテナ 3個	58.0 m ³																				
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業 廃棄物)に限る)	プラスチックケース30個 ドラム缶 1個	3.097 m ³																				
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放 電ランプを除く)に限る)	ドラム缶 1個	0.223 m ³																				
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ペール缶 2個	0.052 m ³																				
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に 限る)	ペール缶 2個	0.052 m ³																				
	合計保管量	61.424 m ³																				
3.許可の条件																						
(1) 積替え保管を行う産業廃棄物のうち水銀使用製品産業廃棄物及び廃乾電池の搬出については、全て自ら行い 他人にこれを委託してはならない。																						
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 及びその他の関係法令を遵守すること。																						
(3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。																						
4.許可の更新・変更の状況																						
平成 3年12月1日 新規許可 平成28年12月1日 更新許可 第5回																						
5.積替え許可の有無	無																					
6.規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無	無																					